

仕 様 書

1. 件 名 令和6年度名瀬港出張所自家用電気工作物保安業務

2. 履行場所及び対象物件

場 所	需 要 設 備		非 常 用 発 電 設 備		
	設備容量	受電電圧	発電容量	発電電圧	燃料タンク
鹿児島県奄美市名瀬長浜町1-3 西之表港湾事務所 名瀬港出張所	12kVA	220V	43kVA	220V	軽油 950L

3. 概要

本業務は、名瀬港出張所が設置している自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための業務等（以下、「保安業務」という。）を行うものである。

4. 履行期間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月31日

5. 一般事項

5-1 保安業務にあたっては、電気事業法、労働安全衛生規則等関係法令を遵守し作業するものとする。

なお、受注者の保安業務の範囲については、発注者との契約によるものとする。

5-2 保安業務にあたっては、保安業務担当者が自ら実施し、発注者の確認を受けるものとする。

5-3 保安業務に必要な機械器具等は受注者の負担とする。

5-4 自家用電気工作物に常備されている工具類は、発注者の許可を得て使用することができる。

ただし、損傷又は紛失した場合には受注者が一切負担するものとする。

5-5 保安業務担当者に不適格と認められるときは、発注者は、その事由を明示して受注者に交替を
求めることができる。

5-6 受注者は、保安業務担当者に一定の服装及び標示をさせ、受注者の担当者であることを明確に
しなければならない。

6. 保安業務

6-1 点検

保安業務上の点検内容は別表によるものとし、月次点検は隔月1回、年次点検は年1回実施し、その結果を点検報告書に記録し、発注者に提出するものとする。

なお、停電を必要とする際は、1週間以上前に、発注者の承諾を得るものとする。

6-2 臨時点検

臨時点検は異常が発生した場合等、必要に応じて発生原因究明のための点検、測定及び試験を実施するものとする。

6-3 協力助言

受注者は、各機器について保安上特に経済産業省令で定める電気設備の技術水準に適合しない事項が判明した場合は、発注者に報告するとともに、改善及び修理等を要する場合には、意見を述べ協力しなければならない。

6-4 受注者は法令に基づく立入検査の立会いを行わなければならない。

7. 工事計画等

7-1 受注者は、自家用電気工作物の工事（改造、修理、取替、廃止等）をする場合において、発注者が立案等について意見を求めた場合は協力しなければならない。

7-2 自家用電気工作物の工事（改造、修理、取替、廃止等）について、発注者が九州産業保安監督部長に対し申請書又は届出書の提出が必要とする場合、受注者は書類又は図面の作成及び手続の協力をしなければならない。

7-3 保安業務担当者は、上記の工事をする場合において、工事が完成するまでは、毎週1回以上、工事箇所及び工事期間でなければ確認できない箇所を重点に、点検を実施しなければならない。なお、工事が完成した場合は、その完成検査に立会わなければならない。

8. 各機器の維持及び防災等

8-1 保安業務担当者は、各機器が経済産業省令で定める電気設備の技術水準に適合するよう、その維持について常に留意し、その結果を発注者へ報告しなければならない。

8-2 各機器に事故その他異常が発生し、又は発生する恐れがある場合、発注者は受注者へ速やかに通知するものとし、受注者は直ちに現場に急行し適切な措置をとらなければならない。

- 8-3 各機器の事故その他異常の発生の原因追求及び再発防止について、受注者は発注者に対し資料等を提供し、適切な指導をしなければならない。
9. 報告
- 受注者は、業務履行状況について、3ヶ月分を取りまとめのうえ、文書をもって報告するものとし、発注者はその確認を行うものとする。
10. 検査
- 発注者は、業務履行状況報告を受け、速やかに適合した給付がなされていることを検査職員が確認することによって検査とする。
11. 請求・支払
- 受注者が発注者に請求できる金額は、検査に合格した6ヶ月分の業務料とし、翌月以降請求・支払とする。
12. 連絡責任者等の立会
- 発注者は、保安規程により定められた連絡責任者又は代務者を、受注者の行う保安業務に立ち会わせるものとする。
13. 保安業務担当者の資格等
- 13-1 発注者は、業務実施にあたり保安業務担当者と面接を行い、本人確認を行うものとする。
- 13-2 受注者は、保安業務担当者には、関係法令に適合する資格者をあてるものとする。
- 13-3 保安業務担当者は、保安業務に従事する資格を有する証明書を常に携帯するものとし、点検時に発注者はこれを確認するものとする。
- 13-4 受注者は、必要に応じ他の保安業務担当者に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- 13-5 保安業務担当者は、必要に応じ補助者を同行し、保安業務の実施を補助させることができるものとする。
14. 記録の保存
- 保安業務担当者は、業務実施した結果を発注者に報告するとともに、その実施者名及び報告助言した事項等の記録は、発注者、受注者双方で確認のうえ、3年間保存するものとする。
15. その他
- 本業務の履行に当たり、仕様書等に疑義が生じた場合は、発注者と受注者において協議するものとする。

点検内容

電気工作物		点検項目	定期点検		工事中の点検 (臨時点検)	
			通常点検	年次点検		
受 配 電 設 備	責任分界となる開閉器、電線、ケーブル及び支持物	外観点検	○		毎週1回以上 (必要の都度)	
		絶縁抵抗測定		○		
		開閉器動作試験		○		
		継電器動作試験		○		
		継電器動作特性試験		○		
	遮断器及び開閉器	外観点検	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		動作試験		○		
		内部点検		○		
		絶縁の点検・試験		○		
	母線、断路器、計器用変成器、電力用コンデンサ及び避雷器	外観点検	○			
		絶縁抵抗測定		○		
	変圧器	外観点検	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		漏れ電流測定	○			
		内部点検		○		
		絶縁油の点検・試験		○		
	その他の高圧機器	外観点検	○			
		絶縁抵抗測定		○		
	配電盤及び制御回路	外観点検	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器動作試験		○		
		継電器動作特性試験		○		
		計器校正試験		○		
		制御回路試験		○		
	接地装置	外観点検	○			
		接地抵抗測定		○		
	場 所 の 電 気 使 用 設 備	電動機、電熱器、電気溶接機、その他電気機器類、照明装置、配線、配線器具及び接地装置	外観点検	○		
絶縁抵抗測定				○		
接地抵抗測定				○		
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機及び付属装置	外観点検	○			
		始動装置	○			
		機関保護継電器動作試験		○		
	発電機、励磁装置及び接地装置	外観点検	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		接地抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤及び制御装置等	外観点検	○			
		継電器動作試験		○		
		継電器動作特性試験		○		
		制御装置試験		○		
			その他は受電設備に準ずる			